

平成 31 年度公益財団法人長崎県国際交流協会東アジア相互交流促進事業実施要綱

(目的)

第 1 条 民間団体等が行う日中韓 3 か国による交流事業に対して、公益財団法人長崎県国際交流協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において助成を行うことにより、長崎県をゲートウェイとする人の流れの活性化を図り、民間レベルの国際交流をより一層推進し、地域の国際化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 日中韓 3 か国による国際交流事業を計画している民間団体（構成員 5 人以上）であること
- (2) 継続して国際交流活動を行う意思を有すること
- (3) 団体の活動拠点及び主要な活動範囲が長崎県内にあること
- (4) 非営利団体であること
- (5) 政治又は宗教活動に関しないこと

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象となる事業は、日中韓の相互交流の促進を目的とし、先駆的モデルとして日中韓 3 か国の団体等を同時に受け入れて実施する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は助成の対象としない。

- (1) 事業の成果が、特定の個人に帰属し、広く地域住民に広がりが見られない事業
- (2) 実質上助成事業者と異なる者に対して助成する結果となる事業
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (4) 公序良俗を乱すおそれがある事業
- (5) 飲食のみを主体とした事業
- (6) 営利事業

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象となる経費は、助成対象事業に係る中国及び韓国からの参加者の長崎県内における宿泊費用（朝食代含む）とする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金額については、第 4 条で規定する宿泊費用について、1 事業 45 万円以内とし、1 人当たり 1 泊 1 万 5 千円を上限とする。

(助成の制限)

第6条 同一団体による同一事業に対する助成は、1か年に1回限りとする。

2 同一団体による同一事業に対する助成は、原則として3回までとする。

(受付期間)

第7条 受付期間については、次のとおりとする。

受付期間	助成事業の実施時期
2019年4月1日 ～6月28日	2019年7月1日～ 2020年3月31日

ただし、予算の範囲内において、必要と認める場合は随時、追加募集を行うものとする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は(以下「申請団体」という。)助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、受付期間内に協会に提出するものとする。ただし、追加募集の場合はこの限りではない。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、前条により申請のあった事業を審査のうえ、助成金を交付すべき事業を決定する。

2 理事長は、助成金交付事業を決定したときには、申請団体に対し助成金交付決定書(様式第2号)をもって通知するものとする。

(助成事業の変更)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成団体」という。)が、前条第2項の交付決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する助成事業の変更を行おうとするときは、助成金事業計画変更承認申請書(様式第3号)に必要事項を記載し、協会に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(1)助成事業に要する経費を変更しようとするとき

(2)助成事業の内容を変更しようとするとき

2 理事長は、前項の申請を受理した場合、その内容を審査し適当と認めるときは、助成団体に対し助成金計画変更承認書及び助成金交付決定変更通知書(様式第4号)をもって通知するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 助成団体は、事業の完了後、1か月以内又は4月6日のいずれか早い日までに助成金実績報告書(様式第5号)を提出するものとする。

(助成金の確定)

第 12 条 理事長は、前条の助成金実績報告書（様式第 5 号）を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定する。

2 理事長は、前項により助成金の額を確定したときには、助成団体に対し助成金確定通知書（様式第 6 号）をもって通知するものとする。

(助成金の請求)

第 13 条 助成団体が助成金の交付を受けようとする場合は、助成金交付請求書（様式第 7 号）を協会に提出しなければならない。

(助成事業の中止等)

第 14 条 助成団体は、助成金の交付の決定を受けて実施する事業について、中止又は期限内に事業を完了する見込みがない場合には、助成金交付申請取り下げ書（様式第 8 号）を提出し、協会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の助成金交付申請取り下げ書（様式第 8 号）を受理し、その内容を審査し承認したときは、助成団体に対し助成金交付申請取り下げ承認書（様式第 9 号）をもって通知するものとする。

(助成の取消)

第 15 条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 申請の内容と実施内容が著しく異なるとき
- (3) 交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) その他助成金を交付することが適当でないと認められたとき

2 理事長は、前項により助成金の交付決定を取り消したときには、助成金交付決定取消通知書（様式第 10 号）をもって通知するものとする。

(助成金の返還)

第 16 条 前条の規定により、助成金の取り消しを受けた助成団体が既に助成金を受けているときは、理事長は期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、前項により助成金の返還を命ずるときには、助成金返還命令書（様式第 11 号）をもって通知するものとする。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第 17 条 助成団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(雑 則)

第 18 条 この要綱に定めるものの他、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(ア) この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(イ) この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

(ウ) この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

(エ) この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。